

第三管区海上保安本部公示第63号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年12月15日

第三管区海上保安本部長

赤松 宏樹（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 第三管区海上保安本部
(2) 住 所 神奈川県横浜市中区北仲通5-57

2 水路測量を実施する区域及び期間

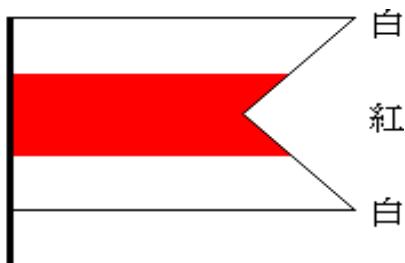
- (1) 区 域 三崎港（付図に示す区域）
(2) 期 間 令和8年1月13日から令和8年3月31日

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、マルチビーム音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

- (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



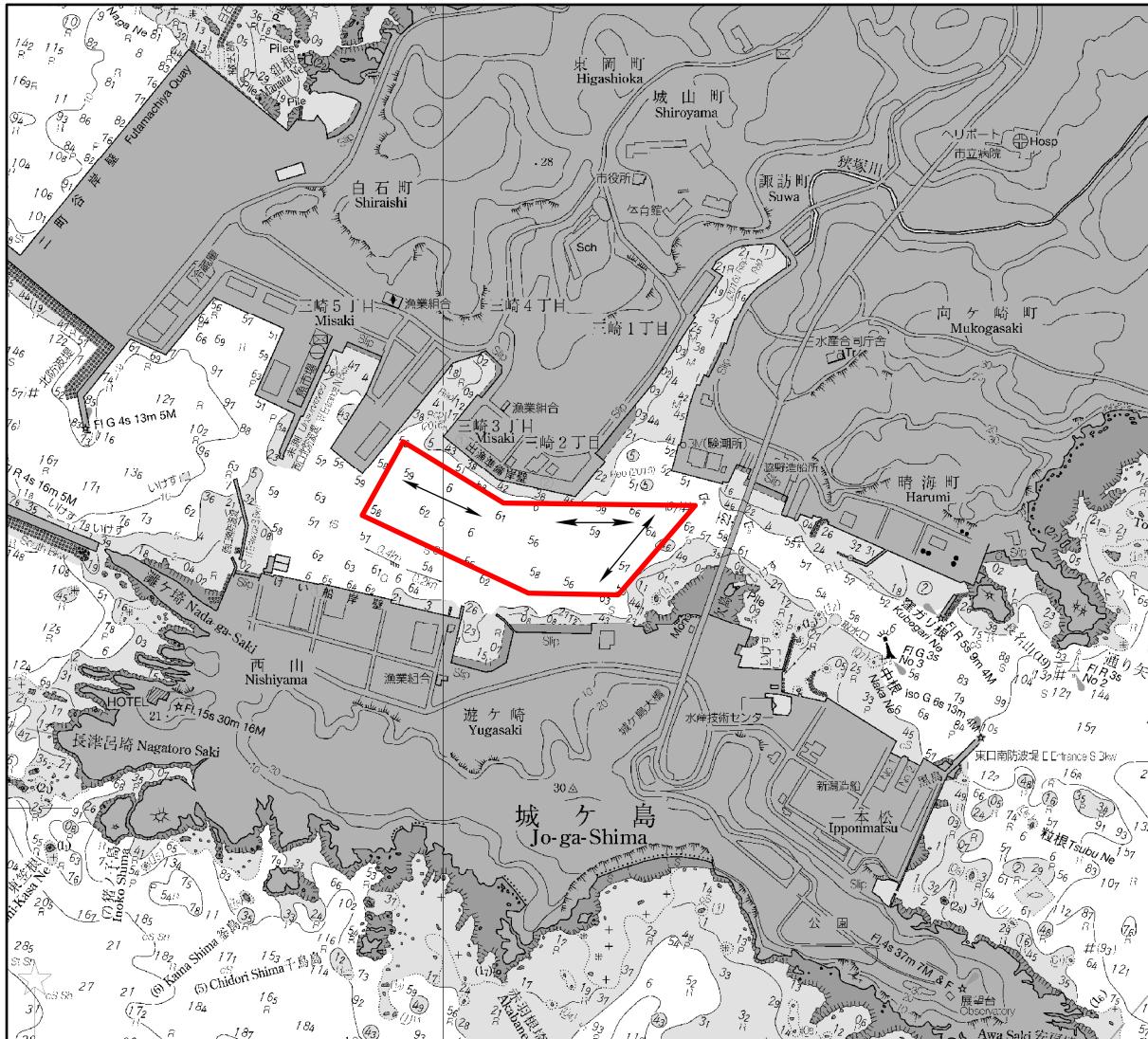
- (2) 三管区水路通報に掲載する。

来年1月より紙による公示は行わない。今後は下記URLよりご確認ください。
<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN3/kanri/surveykouji.htm>

測深は赤枠の範囲内で実施する。
測深のために航行する方向を矢印で示す。

■ : 調査実施区域

↔ : 測線方向



背景 W1068三崎港